

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県邑楽郡明和町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

群馬県邑楽郡明和町長

## 公表日

令和8年3月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。  ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ④新型コロナウイルス感染症対策に関わる予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、各市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条]  【新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第二の16の2項(情報提供)別表第二の17、18、19の項(情報照会) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条  【新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第二の115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども課
②所属長の役職名	健康こども課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明和町 健康こども課 (住所)群馬県邑楽郡明和町新里8番地1 (電話)0276-60-5917

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明和町 健康こども課 (住所)群馬県邑楽郡明和町新里8番地1 (電話)0276-60-5917
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報と取り扱う事務に関して、人手が介在する局面ごとに複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクを講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	静脈認証やユーザー認証による管理を行っており、担当者以外は閲覧等ができないようアクセスが制限されている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ④新型コロナウイルス感染症対策に関わる予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づ</p>	事後	
	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月11日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条]</p> <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第一の93の2の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2</p>	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条]</p> <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第一の93の2の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に関わる予防接種事務】 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に関わる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p>	事後	
令和4年3月11日	5. 評価実施期間における担当部署	健康づくり課	健康こども課	事後	
令和4年3月11日	6. 評価実施期間における担当部署	健康づくり課長	健康こども課長	事後	
令和4年3月11日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	明和町 健康づくり課 (住所)群馬県邑楽郡明和町新里250番地1 (電話)0276-84-3111	明和町 健康こども課 (住所)群馬県邑楽郡明和町新里8番地1 (電話)0276-60-5917	事後	
令和4年3月11日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	明和町 健康づくり課 (住所)群馬県邑楽郡明和町新里250番地1 (電話)0276-84-3111	明和町 健康こども課 (住所)群馬県邑楽郡明和町新里8番地1 (電話)0276-60-5917	事後	
令和4年3月11日	IIしきい値判断項目 1対象人数 評価対象の事務の対象人数は几人か	1,000人以上1万人未満 平成31年4月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	2取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者は500人以上か	500人以上 平成31年4月1日 時点	500人未満 令和4年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月23日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ④新型コロナウイルス感染症対策に関わる予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、</p>	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ④新型コロナウイルス感染症対策に関わる予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書</p>	事前	
令和8年3月23日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	
令和8年3月23日	IV-8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和8年3月23日	IV-8. 人手を介在させる作業判断の根拠		特定個人情報と取り扱う事務に関して、人手が介在する局面ごとに複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクを講じている。	事後	
令和8年3月23日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和8年3月23日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	
令和8年3月23日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		静脈認証やユーザー認証による管理を行っており、担当者以外は閲覧等ができないようアクセスが制限されている。	事後	